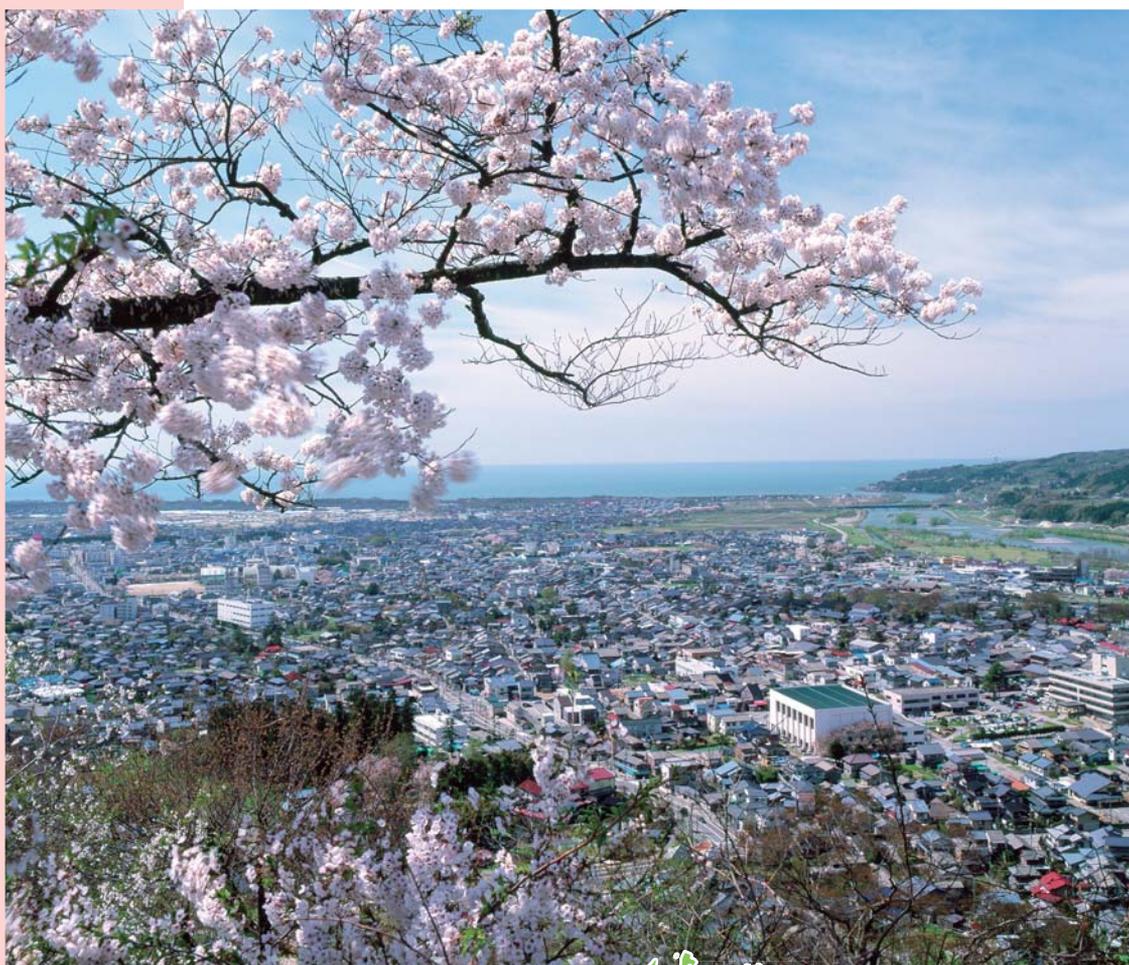


# にいがた



 ▲村上城跡より市内一望〈村上市〉

## Contents

- 国民年金の手続きはお済みですか？
- 協会けんぽからのお知らせです
- 社会保険事務講習会のご案内

電話による年金相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください

ねんきんダイヤル イイロウゴ 0570-05-1165

日本年金機構ホームページ<http://www.nenkin.go.jp/> 協会けんぽホームページ<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>  
財団法人 新潟県社会保険協会 ホームページ <http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/>

【職場内で回覧しましょう】

## 東日本大震災により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、 一日も早い復興をお祈りいたします

この地震により、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の地域にある事業所の、厚生年金保険料や全国健康保険協会の健康保険料、船員保険の保険料、子ども手当に係る拠出金は納期限が延長されております。

この地域にない事業所であっても、災害により事業主がその財産につき相当な損失を受けたときは、事業主の申請により保険料の納付を猶予することが出来る場合がございます。詳しくは最寄りの年金事務所にご相談ください。

また、この地震で被災し、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方等の国民年金保険料は、ご本人からの申請に基づき全額免除となります。

免除の申請手続きは、平成23年7月末日までに行う必要があります。免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続きについては、市区町村役場またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

## ? 国民年金の手続きはお済みですか?

### 会社を退職されたときは国民年金の届け出が必要です!

20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が義務付けられています。

会社を退職されたときは、第2号被保険者（厚生年金保険等）から第1号被保険者（国民年金）への変更の届け出が必要となります。

また、第3号被保険者（第2号被保険者に扶養されている配偶者）であった方も第1号被保険者への変更の届け出が必要です。

#### 手続きについて

お住まいの市区町村役場またはお近くの年金事務所へ「国民年金被保険者種別変更届」を提出してください。（郵送によりお手続きいただくこともできます）

#### 手続きに必要なもの

年金手帳（基礎年金番号の分かるもの）

#### 保険料額

保険料は、月額15,020円（平成23年度）です。

### 保険料の免除制度があります!

保険料を納めることが困難な場合には、申請によって保険料の納付が免除される制度があります。また、退職（失業）による特例免除もあります。

#### メリット1

**保険料の全額が免除された期間についても、保険料の全額を納付した場合の年金額の2分の1が支給されます!**

以前は3分の1と計算していましたが平成21年4月分からは2分の1として計算されるようになりました。

#### メリット2

**万が一の際にも確かな保障!**

保険料を未納のままにした場合、病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金などが、受けられなくなる場合があります。

#### メリット3

**特例免除は、退職（失業）された方の所得を除外して審査!**

通常であれば、申請者本人、配偶者及び世帯主の所得が審査の対象となりますが、特例免除は、退職（失業）された方の所得は審査の対象から除かれます。

#### 手続きについて

お住まいの市区町村役場またはお近くの年金事務所へ「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を提出してください。（郵送によりお手続きいただくこともできます）

#### 手続きに必要なもの

- ①年金手帳（基礎年金番号の分かるもの）
- ②雇用保険受給資格者証の写しなど、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し

※このページでご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。

# 20歳になったら 国民年金

国民年金は、全ての公的年金の基礎となるものです。国内にお住まいの20歳以上60歳未満の方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。

長い老後や生活の安定を損なうような万が一の事態に備え、保険料を出し合いお互いを支え合う制度です。

20歳になったら、国民年金の加入手続きを、忘れずに行いましょう。

## Q1 国民年金の加入手続きはどこで行えばいいの？

**A1** 20歳になる月に事務センターから用紙が届きます。お住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口で加入手続きを行ってください。

お時間に余裕がなく、年金事務所の窓口にお越しいただくことが出来ない場合は、郵送によりお手続きいただくこともできます。

## Q2 毎月の保険料はいくら？

**A2** 国民年金の保険料（定額）は、月額15,020円（平成23年度）です。なお、保険料をまとめて前払いすることにより割引される前納制度や便利な口座振替（口座引き落とし）の制度もあります。

現金で納付  
される場合

日本年金機構からお送りする納付書を使用して、銀行等の金融機関、郵便局、コンビニエンスストアでお納めください。

口座振替を  
ご希望の場合

金融機関や年金事務所の窓口、一部市町村の国民年金担当窓口でもお手続きができます。

届出用紙は日本年金機構ホームページからダウンロードできるほか、一部の金融機関にも備え付けております。詳しくは年金事務所にお問い合わせください。

## Q3 保険料を払えないときはどうしたらいいのですか？

**A3** 国民年金といっても保険ですから保険料を支払わなければ給付は受けられません。そこで、所得が少なく保険料を納めることが困難な方や、学生には保険料の猶予や免除制度があります。

学生は…

「学生納付特例制度」という、申請により保険料の納付が猶予される制度をご利用いただけます。申請は毎年必要です。

対象となる方は、大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校\*に在学する学生等です。

\*各種学校は学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程のものとなります。なお、一部の海外大学の日本分校も対象となります。詳しくは年金事務所にお問い合わせください。

学生以外  
の方は…

「若年納付猶予制度」若しくは免除制度をご利用できます。この制度も申請により保険料の納付が猶予されるものです。

猶予・免除の申請は、お住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口で行ってください。

猶予制度は、ご本人の前年所得（1月から3月に申請する場合は前々年の所得）が基準以下の方となります。所得の目安は、118万円＋扶養親族等の人数×38万円で計算した額以下である場合となります。

納付の猶予された保険料は、10年以内にお納めいただくことができますが、猶予された年度から3年目の年度（23年度分の保険料を26年度）以降に納める場合は加算金がつきます。また、納めなかった期間は、老齢給付の年金額を計算する際、計算の外となります。

※このページでご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。

# 協会けんぽからのお知らせです

(全国健康保険協会)

特定保健指導の対象者をご案内いたします

## ！ 特定保健指導の対象者名簿の送付に係る同意方法が変更されました

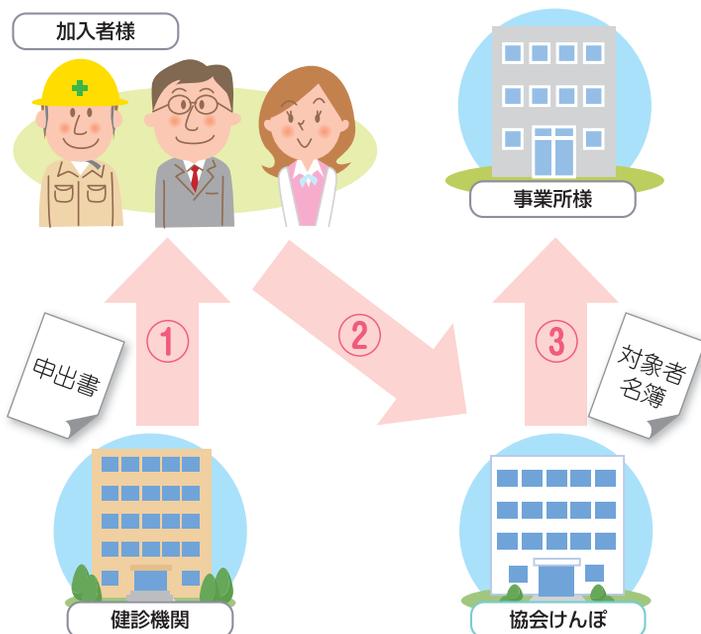
協会けんぽでは、40歳から74歳までの方で、健診結果から生活習慣の改善により生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、協会けんぽの保健師等が特定保健指導を実施しています。

これまでは、個人情報の保護の観点から、事業所様に特定保健指導対象者をご案内する際には皆様から「同意書」をいただき、対象者名簿を送付しておりましたが、平成23年度からはご本人様から特段のお申し出がない場合は、「同意（黙示）」があったものとして、対象者名簿を送付させていただく取り扱いとなりました。

対象者名簿の送付について同意されない場合は、健診機関より配布される申出書を協会けんぽ新潟支部あてに郵送にてご提出いただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、協会けんぽから送付する対象者名簿には、健診結果の数値などは記載されず、氏名・保険証の記号番号といった基本的な情報のみが記載されます。

### ■対象者名簿送付までのイメージ



#### ①申出書の配布

- ・ 健診資料配布時
- ・ 健診結果配布時
- ・ 健診当日に窓口配布

→ いずれかの方法により配布されます

#### ②申出書の送付

同意されない場合、協会けんぽに申出書を郵送

#### ③名簿の送付

②で申出された方以外の特定保健指導対象者名簿を送付



### ■特定保健指導が委託機関でも受けられるようになります

平成23年度より、特定保健指導のアウトソーシング（外部委託）が始まり、特定保健指導を協会けんぽが委託する機関で受けることができるようになります。

これにより、特定保健指導を受けられる場所が拡大し、より多くの方にご利用いただけるようになりましたので、是非ご活用ください。

なお、特定保健指導の内容により、事業所様へ訪問しての面接や、お電話・お手紙によるご連絡等となる場合がございますので、事業主様、ご担当者様におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

※ご利用いただける委託機関につきましては、次号にてお知らせいたします。

上記にかかるお問い合わせは

【保健グループ】 TEL.025-242-0264

協会けんぽ新潟支部 TEL.025-242-0260（代表）  
〒950-8613 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル3階

新潟支部のホームページ

協会けんぽ 新潟

検索

## 財団法人 新潟県社会保険協会 平成23年度事業計画・予算 決まる

3月8日（火）万代シルバーホテルに於て、第167回理事会・第134回評議員会を開催しました。会議では平成23年度の事業計画等について審議し、以下のとおり決定しました。

### 平成23年度事業計画

会員の理解と協力により、社会保険制度の制度周知と被保険者等の健康づくり及び厚生福利の増進を図るために適切な事業を実施し、社会保険制度の普及発展に寄与することを目的とする。

前記の目的を達成するため、次の事業を実施する。

- 1 社会保険制度の趣旨普及
  - (1)社会保険制度周知
  - (2)広報活動
- 2 社会保険事業の推進協力
- 3 社会保険制度に関する調査研究
- 4 健康づくり事業の実施
  - (1)職場における健康づくり事業
  - (2)健康啓発事業
  - (3)健康の保持増進事業
- 5 厚生福利事業の実施
  - (1)社会保険相談事業
  - (2)レクリエーション事業
- 6 関係団体への活動支援
- 7 保養施設の運営
- 8 一般財団法人への移行申請
- 9 その他  
本会の目的達成上必要と認められる事業を実施する

### 平成23年度一般会計収支予算

科 目	金 額	科 目	金 額
I.事業活動収支の部		II.投資活動収支の部	
1.<事業活動収入>		1.<投資活動収入>	
基本財産運用収入	1,000	特定資産取崩収入	33,851,000
会 費 収 入	121,709,000	投 資 活 動 収 入 計	33,851,000
雑 収 入	550,000	2.<投資活動支出>	
事業活動収入計	122,260,000	特定積立金預金支出	0
2.<事業活動支出>		投資活動支出計	0
事業費支出	126,903,000	投資活動収支差額	33,851,000
管理費支出	31,057,000	III.財務活動収支の部	
他会計繰入支出	1,000	1.<財務活動収入>	
事業活動支出計	157,961,000	財務活動収入計	0
事業活動収支差額	△35,701,000	2.<財務活動支出>	
		財務活動支出計	0
		財務活動収支差額	0
		IV.予備費支出	150,000
		当期収支差額	△2,000,000
		前期繰越収支差額	2,000,000
		次期繰越収支差額	0

## 5月の年金相談のご案内

相談は予約制となります。予約なしの相談も可能ですが、予約の方を優先させていただきます。

会 場	相談日	時 間	会 場	相談日	時 間
五泉市役所村松支所	19(木)	10:00~15:00	糸魚川市役所	11(水)	10:00~15:00
阿賀町役場本庁	25(水)	10:00~15:00		25(水)	10:00~15:00
佐渡中央会館	18(水)	13:30~16:30	柿崎商工会	18(水)	10:00~15:00
両津地区公民館	19(木)	9:00~11:30	阿賀野市水原公民館	18(水)	9:30~12:30
小木町商工会	19(木)	8:50~11:00	村上市役所	11(水)	10:00~15:00
小出商工会	18(水)	10:00~15:00		25(水)	10:00~15:00
			十日町地域地場産業振興センター (クロス10)	12(木)	10:00~15:00
				26(木)	10:00~15:00

予約可能な時間は各会場とも開始時間から、終了時間の30分前までとなります。  
(佐渡中央会館のみ終了時間の20分前までです。)

- 年金の相談・照会等には、年金手帳（基礎年金番号通知書）・年金証書等を持参してください。
- 予約による相談を希望する方は、出張相談所を主催する年金事務所へ事前に電話予約をしてください。

### 訂正とお詫び

3月号でお知らせした内容に誤りがありました。

- 表紙写真の説明文

誤：ほくほく線と雪の信濃川(十日町市)⇒正：大糸線と雪の姫川(糸魚川市)

- 4月の年金相談のご案内 小出商工会の相談日は、正しくは20日(水)となります。

ご迷惑をおかけして申し訳ございません。

※上記の社会保険相談でご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。

## 社会保険事務講習会開催のご案内

参加料無料

新しく社会保険事務を担当することになった方等を対象として、社会保険制度の基礎知識を知っていただくため、次の日程で社会保険事務講習会を開催します。多数の参加お待ちしております。

なお、5月以降も講習会を開催いたしますが、講習内容については、広報誌「社会保険にいがた」でお知らせします。参加者には、参考図書 平成23年度版「社会保険の事務手続」を差し上げます。

開催日	開催時間	会場	所在地	定員
5月17日(火)	午後1時30分 ～午後4時	新発田市生涯学習センター	新発田市中央町5-8-47	48名
5月19日(木)		クロスパルにいがた	新潟市中央区礎町3ノ町2086	70名
5月20日(金)		サンライズ南魚沼	南魚沼市坂戸399-1	50名
5月23日(月)		三条・燕地域リサーチコア	三条市須頃1-17	50名
5月24日(火)		上越市市民プラザ	上越市土橋1914-3	50名
5月25日(水)		ハイブ長岡	長岡市千秋3-315-11	70名
5月26日(木)		ワークプラザ柏崎	柏崎市田塚3-11-50	30名

### お申込み方法

事業所名・参加者名・参加会場を記入し、FAXにてお申し込みください（電話によるお申し込みも可能です）

財団法人 新潟県社会保険協会 ■ TEL.(025)240-5337 FAX.(025)290-3201

健康づくり

## 標語コンクール

当協会では、健康づくり事業を各種実施しております。

その事業の一環として加入者等の皆様方が健康に関心を持っていただき、健康で快適な生活を送っていただくため、本年度も「健康づくり標語コンクール」を実施いたします。多数の方からのご応募お待ちしております。

### ★応募要領

- 題材 職場や家庭における明るい健康づくりを表現したもの
- 応募資格 社会保険に加入している事業主及び被保険者とその家族
- 応募方法 FAXまたはハガキで作品名、事業所名、所在地、氏名、電話番号を記入し右記の住所またはFAX.(025)290-3201へお送りください（一通または一葉で一作品とします）
- 締切 平成23年6月3日(金)
- 入選発表 「社会保険にいがた」7月号に掲載します。金賞、銀賞、銅賞、佳作とし、入賞者には記念品をお贈りします  
※応募作品の著作権は、財団法人新潟県社会保険協会に帰属し作品は返却はいたしません



## まちなか健康相談からお知らせ

4月より「まちなか健康相談」は次の会場に変更となりました。どなたでもご相談してください。

- 日時：毎週月曜日 午後1時から4時
- 会場：新潟市中央区万代1-6-1 万代シティバスセンタービル4階  
[新潟日報カルチャースクール新潟万代教室]

### 社会保険協会では、社会保険労務士による社会保険相談所を開設しています

- 五泉商工会議所[五泉市郷屋川1-2-9]……………毎月第2火曜日(10:00～15:00)
- 小千谷商工会議所[小千谷市本町2-1-5]……………毎月第2水曜日(10:00～15:00)
- 寺泊町商工会[長岡市寺泊坂井町9769-31]……………毎月第2水曜日(10:00～15:00)

※五泉商工会議所は予約制です。 予約連絡先 TEL.0250-43-5551

※協会の年金相談は年金記録・年金見込額の即日回答はできませんのでご了承願います。

健康づくり

標語コンクール入選作品

しっかり食べよう朝ごはん 体がめざめて 元気な一日